佐賀県告示第 124 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域 を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、令和3年4月1日から令和3年4月30日まで 佐賀県県土整備部道路課及び有明海沿岸道路整備事務所において一般の縦覧に 供する。

令和3年4月1日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前	幅員	延長
		後の別	メートル	メートル
県道	佐賀市嘉瀬町大字扇町字四本	後	17.7~	302. 5
鍋島停車場	松籠 2301 番 13 地先から		5. 7	
線	佐賀市嘉瀬町大字扇町字三本			
	柳籠 2572 番1地先まで			
		前		
	佐賀市嘉瀬町大字扇町字四本	後	15.5~	319. 4
	松籠 2312 番 5 地先から		4. 7	
	佐賀市嘉瀬町大字扇町字三本			
	柳籠 2553 番 1 地先まで			
		前		